

令和5年9月12日

(火曜日)

令和5年 第7回幌延町議会（定例会）

会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣言及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第1号 令和4年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第2号 令和4年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 令和4年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第6号 令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第7号 令和4年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会設置、審査付託)
- 13 報告第1号 令和4年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について
- 14 報告第2号 令和4年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について
- 15 報告第3号 債権の放棄について(水道使用料に係る債権)
- 16 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 17 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 18 質問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 19 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 20 議案第2号 工事請負契約の変更について(新糠南橋橋梁補修工事)
- 21 議案第3号 工事請負契約の変更について(八線橋橋梁補修工事)
- 22 議案第4号 工事請負契約の変更について(留目橋橋梁補修工事)
- 23 議案第5号 工事請負契約の変更について(問寒別地区給配水管改修工事)
- 24 議案第6号 財産の取得について(医用画像解析ソフトウェア購入)
- 25 議案第7号 令和5年度幌延町一般会計補正予算(第5号)
- 26 議案第8号 令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 27 議案第9号 令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)
- 28 議案第10号 令和5年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 29 議案第11号 令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(令和4年度幌延町各会計決算審査特別委員会)
(散会宣言)

本日の会議の順序

日 程 第 1	開会宣言及び開議宣告	日 程 第 15	報 告	第 3	号
" 2	会議録署名議員の指名	" 16	同 意	第 1	号
" 3	諸 般 の 報 告	" 17	同 意	第 2	号
" 4	行 政 報 告	" 18	諮 問	第 1	号
日 程 第 5	一 般 質 問	" 19	議 案	第 1	号
	休 憩 宣 告	" 20	議 案	第 2	号
	開 議 宣 告	" 21	議 案	第 3	号
日 程 第 6	認 定 第 1 号	" 22	議 案	第 4	号
" 7	認 定 第 2 号	" 23	議 案	第 5	号
" 8	認 定 第 3 号	" 24	議 案	第 6	号
" 9	認 定 第 4 号	" 25	議 案	第 7	号
" 10	認 定 第 5 号	" 26	議 案	第 8	号
" 11	認 定 第 6 号	" 27	議 案	第 9	号
" 12	認 定 第 7 号		休 憩 宣 告		
	休 憩 宣 告		開 議 宣 告		
	開 議 宣 告	日 程 第 28	議 案	第 10	号
日 程 第 13	報 告 第 1 号	" 29	議 案	第 11	号
" 14	報 告 第 2 号		休 憩 宣 告		
	休 憩 宣 告		開 議 宣 告		
	開 議 宣 告		散 会 宣 告		

出席議員（8名）

議長	8番	西澤裕之
	1番	高橋秀明
	2番	佐藤忠志
	3番	深澤博幸
	4番	高橋秀之
	5番	植村敦
	6番	無量谷隆
	7番	齋賀弘孝

出席説明員

町長	野々村仁
農業委員会会長	小島和博
代表監査委員	成田義弘

副町長	岩川実樹
教育長	青木順一

総務財政課長	早坂敦
住民生活課長	古草勝
保健福祉課長	村上貴紀
企画政策課長	角山隆一
建設管理課長	島田幸司

教育次長	伊藤一男
------	------

財政グループ主幹	渡邊智民
農林グループ主幹	新野貞治

管理グループ上下水道係長	宮下勇人
--------------	------

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩川実樹)
国民健康保険診療所事務次長	若本聰

選挙管理委員会事務局長	(早坂敦)
-------------	-------

議会事務局出席者

事務局長	岡田英樹
主任	横山薰

(10時00分 開会)

議長 西澤 裕之君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年 第7回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番、齋賀弘孝君、1番、高橋秀明君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月12日から14日までの3日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月12日から14日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

初めに一般行政について報告を求めます。

町長 野々村 仁君

それでは、幌延町議会9月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について御報告いたします。

まず始めに、国道40号天塩防災幌延町区間の供用開始について御報告いたします。

国道40号につきましては、旭川市を起点とし稚内市を終点とした延長約250キロメートルの主要幹線道路でありますが、吹雪による視程障害や通行止めが発生するなど、より安全で安心な通行の確保は沿線自治体共通の課題となっております。

そのような状況の中、国を始めとした関係機関へ整備要望を重ねてまいりました天塩防災事業については、平成20年度に事業化に至り、起点を天塩町字オヌプナイ、終点を幌延町元町とする延長13キロメートルのうち、令和2年10月に天塩大橋の架け替えを含む延長1.6キロメートルが先行して開通し、このたび、令和5年9月21日午前10時に、幌富バイパス幌延インターチェンジから天塩大橋までの区間1.8キロメートルが開

通する運びとなりました。

天塩防災は、天塩大橋の架け替え整備による耐震性能の確保や地吹雪による視程障害の低減を図り、道路の安全な通行の確保を目的とした防災対策事業です。

道路交通の安全性や走行性の向上に寄与することはもとより、生乳や海産物等地場産品の安定輸送に資するほか、道北地域における救急搬送の安定運用を図る上においても非常に重要な路線であり、開通による利便性向上に期待しているところでございます。

町といたしましても、今後も全区間開通に向け、引き続き要望活動に努めてまいります。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第7回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

議長 西澤裕之君

次に、教育行政について報告を求めます。

教育長 青木順一君

幌延町議会、9月定例会の開催に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

始めに、当教育委員会所属の会計年度任用職員が8月20日に盜撮容疑で逮捕されたことについては、当教育委員会として誠に遺憾であり、議員の皆様を始め、町民の皆様の信用を失墜する行為であることはもちろんのこと、職員の欠員により本来業務が適切、かつ円滑に推進できなくなり、町民へのサービスの低下につながる、ゆゆしき事態と受け止めています。

今後、教育委員会といたしましては、このような事案が2度と起きないよう、改めて、全職員に再発防止に努めるよう指導するとともに、これまでと同様に、可能な限り町民へのサービスの維持に努めていきたいと考えております。

御心配をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

それでは、学校教育について申し上げます。

町内小中学校は、3年ぶりに新型コロナウイルス感染症の影響を受けず、殆どの児童生徒が出席する中で予定通りに2学期のスタートを切ることができました。

教育活動では、本町で現在取り組んでおります、間中の免許外教員指導解消のためのオンライン授業等が先進事例として文科省に取り上げられ、8月24日開催の中教審ワーキンググループにおいて、ZOOMで実践発表を行ったところあります。

7月下旬から8月上旬に開催された中学校の体育文化連盟主催の全道大会への出場ですが、個人種目では千歳市で開催された柔道競技に、幌延中学校2年の西村真歩さんが、稚内市で開催された剣道競技には、幌延中学校3年の加賀山友暢さんが、それぞれ出場しております。

団体種目では、バレーボール男子の部に稚内潮見が丘中学校ほかとの合同チームで出場し、ベスト8の報告を受けております。

また、野球部は7月15日から帯広市で開催されました、第40回全日本少年軟式野球大会ENEOSトーナメント北海道大会に、宗谷管内代表として稚内東中・豊富中との合

同チームで出場しております。今後の益々の活躍を期待するところであります。

文化面では7月30日に稚内市で開催されました北海道吹奏楽コンクール稚内地区大会において、幌延中学校吹奏楽部がC編成の部で銀賞を受賞しております。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育事業では、今年も夏休み中の子どもたちの望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に7月25日から8月1日まで、子ども朝活事業を開催しました。

7月25日に稚内市で開催された少年の主張宗谷地区大会に幌延中学校2年の岸寿羽さんが出場しております。

また、8月10日に東京都で開催されました拉致問題に関する中学生サミット、これに幌延中学校2年の宮本都亜さんが北海道代表に選出され参加しております。

少年団活動では、野球少年団が7月15日から旭川市で開催された第44回タルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会兼第38回北海道スポーツ少年団軟式野球交流大会と、7月28日から札幌市で開催されましたホクレン旗争奪第41回北海道少年団軟式野球選手権大会に猿払との合同チームで出場しております。

剣道少年団では、7月23日に札幌市で開催されました第72回北海道少年剣道錬成大会団体戦及び第65回赤胴少年剣道錬成大会個人戦に出場しております。

個人戦には幌延小学校の小林暖也さんが、団体戦は豊富との合同チームで出場し、共に3回戦まで進出しております。

野球少年団中等部ですが、8月26日から広島県で開催されました第34回瀬戸内少年軟式野球広島県交流大会に北海道代表チーム、宗谷ベースボールクラブの一員として、幌延中学校3年の伊藤隼汰さんと金田煌冬さんが出場しております。今後の益々の活躍を期待するところでございます。

最後に2点、まず、全国学力・学習状況調査についてでございますけれども、毎年、小6と中3を対象に4月に行われていますが、夏季休業中に各学校にその結果が届いております。

結果として、中学校の国語だけが全国の平均正答率を越えていますが、その他、小学校の国語、算数、中学校の数学と英語は全国の平均正答率を下回っております。

要因としては、本調査の児童生徒質問紙において、平均正答率を下回っている教科の授業がよく分かると回答した児童生徒の割合が低いことからも分かるとおり、今後、授業の終わりでまとめの時間を確保するなど、主体的な授業を構築し、分かる、できる授業への改善を行い、学力向上に向けた授業改革に取り組むことが求められるところです。

なお、参考までに正式な報道発表ですけれども、秋頃に管内別の結果、12月頃に各市町村の結果が公表されますので、そのときに教育行政報告等で詳細について報告させていただきます。

次に、小中一貫教育についてであります。

先週末、9月8日金曜日ですけれども、午後7時から第3回幌延中学校区小中一貫教育検討部会を開催し、主に新校舎での必要教室について協議しました。

部会では、子どもたちに必要なものを備えていくという目的の下、その手段としての必

要教室については、可能な限り空き教室や使われる頻度の少ない教室が出ないよう効率性を高めること、トイレはL G B T Qに配慮したものにすること、地域に開かれたものにすること、子供たちの意見も取り入れることなど、大きく4点の意見が出されました。創造的・建設的な意見が多く出されたところです。

今後は、入札で決まりました企業の支援を受けながら、基本構想の策定に向けて協議していく予定であります。また、視察については、現在のところ、9月10日、石狩の厚田学園、その翌日11日に立命館慶祥、田中学園の訪問が決まっておりますので、重ねて報告いたします。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

3 番 深 澤 博 幸 君

通告によりまして、一般質問を行います。

始めに学校教育について、小中学校への生理用品無償の配置。

生理用品は生活に無くてはならないものであり、家庭の事情や急きよ必要となった場合を含めて、児童、生徒の心身に影響を与えるものであり、女性活躍・男女共同参画の重点方針2001においても、生理の貧困は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題と明記されております。

そこで、全国の県立学校や道内市町村においても配置する動きが広がっております。

こうした状況から、我が町の小、中学校でも配置の検討、もしくは、考えはないのか伺います。

次に、町民スキー大会へ学校行事としての不参加についてでございますが、1. 小学校の町民スキー大会へ不参加と聞いているが、どのような経緯でそうなったのか伺います。

2. 保護者や児童に十分な説明と理解を得られたのか。

3. アンケート調査はされたのか。

4. 幌小の教育目標、かしこく、やさしく、たくましくとうたっているのは、どう説明されるのか。

5. この判断の最終決定は誰がされたのか。

6. 来年度以降も不参加なのか。

次に、除排雪についてでございます。

1. まもなく、今年も冬将軍到来の時期になり、関係各位、特に除排雪に携わっている労働者には大変敬意を表します。

毎年1億円あまりの予算で除排雪を行っており、今年度も1億29万8千円当初予算計上されておりますが、現状では燃料費、人件費などの高騰で、当初予算で行えるのか懸念

されます。どう考えているか伺います。

2. 委託の内容について伺います。（作業内容、工程、排雪回数など）
3. 毎年のことですが、年間に除排雪の件で苦情があると思いますが、その内容と対応策を伺います。もっと町民サイドに立った除雪はできないのか。
4. 排雪日の告知はできないのか。
5. 一般の排雪場所の搬入回数を増やせないのか。
6. 高齢者向けの除雪サービスは、昨年度は何件利用されたのか。また、除雪サービスの利用要綱を伺います。
7. 最近、人手不足から民間企業の除雪業者が撤退を余儀なくされていると聞いておりますが、そこで、個人、共同で購入する除雪機への補助制度を創設する考えはないのか、伺います。以上です。明解な答弁をお願いします。

町長 野々村 仁君

深澤議員の御質問にお答えします。

1問目の学校教育に関する御質問につきましては、後ほど教育長からお答えいたします。それでは、2問目の除排雪についての1点目、今年度における除雪予算に関する質問ですが、冬期間における除雪車両の稼働時間は、その年の気象条件により増減することから、除雪予算の想定は難しいため、除雪費用に係る当初予算については、過去5年間の実績を平均し、予算額を計上しています。

燃料費や人件費などの高騰により予算が足りなくなることへの懸念ですが、議員御指摘のとおり、予算計上時と直近の公共工事設計労務単価では、約5.3%程度の伸び率となっています。

除雪予算については、毎月、除雪費用の実績を把握しながら、現行予算に不足が予想される場合には、補正予算などにより対応していきたいと考えています。

2点目の委託内容に関する御質問ですが、除雪業務については、幌延地区と問寒別地区の除雪受託者が午前2時に町内巡回を行い、前日から10cm以上の降雪があった場合に除雪運行指示を出します。

幌延地区は76路線の総延長6万3,843mを9台で、問寒別地区は27路線の総延長3万8,990mを5台の除雪車で対応しております。

除雪トラックは、市街地の主な幹線道路を除雪後、基幹産業である酪農業の集乳のため、郊外の除雪に向かいます。

除雪ドーザーは、通勤・通学のために市街地区の支線や交差点、主要な公共施設の除雪を行い、その後、郊外の除雪を終えた車両と共に通学路の歩道除雪を行います。

排雪業務については、各地区、業務期間中2回を想定しています。

3点目の除排雪への苦情に対する対応策に関する御質問ですが、例年、除排雪に対する苦情は数件あると認識しています。

1番多く寄せられるものとしては、自宅前に雪が置いて行かれたといった内容で、これら苦情については、町と受託者が現場で確認を行い、その原因とその後の対応について協議を行っています。

町民サイドに立った除雪はできないのかとのことですが、具体的な内容が分かりませんが、限られた時間の中での除雪業務となるため、どうしても雪が残ってしまう場合があります。また、気象条件のみならず、違法駐車などによっても除雪業務に支障をきたすこともありますので、町民の皆様の御理解、御協力をお願いするとともに、除排雪に対する苦情などについては、建設管理課へ御連絡いただけけるようお願いします。

4点目の排雪日の告知はできないのかとの御質問ですが、排雪については、道道と町道の受託業者が同じであることから、北海道と調整をしながら両路線を併せて実施しています。

そのため、天候などにより日程が前後する場合がありますので、事前告知は行っていません。また、一部の町民ではありますが、除排雪時に自宅敷地内にある雪を道路に出すという行為も見受けられ、事前告知をすることで、これらの行為が行われ、通行に支障が出ることが懸念されますので、今後においても事前告知は行わないことを御理解いただければと思います。

5点目の一般の排雪場所への搬入回数を増やせないかとの御質問ですが、雪の堆積場は排雪作業のほか、通常の除雪時に行う歩道除雪の雪も搬入しており、除雪時期は、ほぼ毎日のように使用しています。

そのため、搬入通路が一車線しかない通路でダンプトラックが行き交い、大変危険であることから、一般向けの雪の受け入れについては町道等の排雪が終了したときに開放することとしています。

一般の方の搬入については告知端末により周知していますが、例年受け入れ件数が少ないことから、2回程度開放することとしています。なお、降雪量などの状況によっては搬入回数の検討も必要であると考えています。

6点目の高齢者等除雪サービス事業に関する御質問ですが、本事業は、毎年12月上旬から3月下旬の4か月間を事業期間とし、町内に居住する65歳以上の高齢者及び上肢、下肢又は体幹に2級以上の障害を有する身体障がい者のみで構成する世帯のうち、前年分の所得に対する所得税が非課税で、自力により除雪することが困難な世帯を対象としています。ただし、同一地区内に除雪の援護ができる子や兄弟、知人がいる世帯は対象から除くこととしています。

事業内容といたしましては、降雪が概ね10cm以上あった日に、玄関前から公道までの通行部分を概ね1m幅に1日1回除雪を行う玄関前除雪と、期間中3回を限度に実施する窓及びベランダ周辺の除排雪で、対象世帯の状況により、いずれか一方、又は両方のサービスを提供するもので、昨年度の利用件数は実利用で29世帯です。

7点目の除雪機購入への補助制度に関する御質問ですが、単純に除雪機を保有していたことで解消できる問題ではなく、高齢世代の方々を始め、町に生活する住民の皆様が互いに理解し合いながら、自助・共助・公助の役割分担で連携の下、継続的にコミュニケーションを深めることで、除雪のみならず地域課題の解消につながると考えていることから、現段階において各個人への除雪機の購入補助制度を創設する考えはありません。

教育長 青木順一君

深澤議員の1問目、学校教育についての御質問にお答えいたします。

1点目 小・中学校への生理用品無償の配置についての質問ですが、生理用品は生活になくてはならないものであり、経済的な理由等で生理用品を用意できないなどの問題は、児童、生徒の心身に影響を与えるものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、幌延町教育委員会といたしましては、現在、町内の各小・中学校の保健室に生理用品を配備しており、必要がある児童生徒に対して配布しているところでございます。

2点目 町民スキーワークショップへ学校行事としての不参加についての1つめ、小学校の町民スキーワークショップへ不参加と聞いているが、どのような経緯でそうなったのかとの質問ですが、学習指導要領においては、自然との関わりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意することとしており、幌延小学校では体育の時間等を活用し、スキー授業等を年間8時間から16時間実施しているのが現状であります。

加えて、小学校では、これまでスキーワークショップへの参加については学校行事として参加しており、ほかの市町村の小学校と比べても幌延小学校の学校行事の時数が多く、教職員の負担となっていることが分かりました。また、学校の教職員の聞き取りからスキーワークショップで低学年の児童が制限滑降をすること、リフトに乗ること、急斜面の途中でスタートを待っていることに恐怖感を感じている子どもがいることも分かりました。

このような実情とともに、現在の教育課題の一つでもある働き方改革の趣旨も考慮に入れ、幌延小学校では昨年度、教育課程を改めて見直し、時数を削減するなど教育課程の内容を精選した結果、体育の授業だけでも学習指導要領の目的は達成できると判断し、学校行事からスキーワークショップへの参加を除き、時数としてカウントしないオープン参加と決断いたしました。

二つ目の保護者や児童に十分な説明と理解を得られたのかという質問ですが、地域に開かれた学校、社会に開かれた教育課程として、教育課程の見直し等について保護者や地域住民の皆様に御理解いただくとともに、子どもたちへの分かりやすい説明をすることも重要と考えております。

学校では、年度当初のPTA総会や学校便り、授業参観後の学級懇談会等で幌延小学校教育活動の概要や学校困り感等について粘り強く説明し、理解を促しているところであります。また、PTA総会の配布文書でも、スキー授業は体育の授業の中で実施するが、スキーワークショップを教育課程内では実施せず、休日の希望者による自由参加とすると明記されておりました。

私もPTA総会に参加しましたが、スキーワークショップへの参加等について、その場では質問や意見はなく、後で校長に質問があり校長から丁寧に回答し対応したと聞いております。

三つ目のアンケート調査はされたのかとの御質問ですが、アンケート調査は保護者の思いや願いを聞く手段として重要と考えております。

小学校では、昨年度末に令和5年度幌延小学校教育活動についてのアンケートを実施しており、スキーワークショップに関してスキー授業は例年通り行うが、スキーワークショップは教育課程に位置

付けず、休日の自由参加とするとの賛否を問う質問について、その回答は、賛成とどちらかといえば賛成が65%、反対又はどちらかといえば反対は35%という結果であったと報告を受けております。

四つ目の幌小の教育目標、かしこく、やさしく、たくましくとうたっているのは、どう説明されるのかという質問ですが、教育目標は各学校が行う教育活動を通じて、そこに在籍する児童、生徒にどのような力を習得させようとするのかについて学校独自に表現したものであり、法令及び各地方自治体レベルでも地域の実態や社会の要請に対応した教育目標が独自に定められ、学校が公教育機関である限り、それらの目標を十分に踏まえた上で、各学校の学校教育目標が定められる必要があります。

こうしたことを踏まえ、幌延小学校の学校教育目標は今から約40年前、昭和55年に制定されており、その間、学習指導要領は4回変わっております。

参考までに昭和55年、学習指導要領は、ゆとりある充実した学校生活の実現、いわゆる昭和のゆとり教育のときであり、その当時、児童生徒の知・徳・体の調和の取れた発達をどのように図っていくかということが課題であり、幌延小学校の目標も同様に、かしこくが知、やさしくが徳、たくましくが体と改訂されました。

このようなことから、教育委員会としてはまず、議員の皆様も御存じのとおり、令和の時代に合うように幌延町の教育目標を今年4月改定。問寒別小中学校も同様に4月改定、幌延小学校、中学校も今年度改定する予定であります。

五つ目、この判断の最終決定は誰がされたのかということですが、教育課程は学校教育の目的や目標を達成するために教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校であります。

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法第49条の規定により、校長は校務をつかさどり所属職員を監督すると規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということとしています。

なお、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号において、教育委員会は所管する公立学校の教育課程に関する事務を管理、執行することとされています。

六つ目、来年度以降も不参加なのかとの質問ですけれども、スポーツ大会に関して児童、生徒は下より、町民の皆様の健康増進に尽くすものであり、重要であると認識しております。

今後に向けてでありますが、生涯スポーツとしての大会運営は維持していきますが、来年度に向けて小学校が今年度の教育課程の実施状況を検証し、先ほどの答弁にあったとおり、校長の判断の下、教育課程を編成し直すこととしておりますので、教育委員会としても小学校と連携しながら、教育課程に関する事務を管理、執行してまいりたいと考えております。以上でございます。

3 番 深澤 博幸君

初めに、1点目の生理用品の無償の配置ですが、回答では、保健室に設置しているという御回答でしたが、私が言いたいのは緊急時の場合ですね。

わざわざ保健室まで行って使用するのかというところが1番言いたいところなんですよ。

高学年なら、ある程度そういう事情は分かってて事前に用意できるかもしらんけど、低学年でちょっとデリケートな話なんですけど、やはり、まだ無知な低学年がある日突然、生理に陥ったとき、どう対応するのかということで、配置をしたらどうかということを言いたいわけで、その前段にも検討したのかというところが答弁ないんですけど、検討もされてないんですか。いかがでしょう。

教育長 青木順一君

今の議員の質問にお答えしたいと思います。

多分今の質問でいくと、トイレへの配置ということになるかなと思います。

トイレへの配置についてでございますけれども、今道教委の方で児童、生徒が心身と共に安定した学校生活を送ることができる、既にトイレに設置している、道立学校の成果及び課題、そして、他府県の取組状況を整理しているところであります、こうした情報に基づいて、今後、市町村教育委員会や校長会、養護教諭で構成する団体、更には、保健福祉部局等とも連携し、学校における取組を、現在、道教委として検討しているところであります。

教育委員会としても、今後、道教委からの情報を得ながら、成果があるようであれば前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます

3 番 深澤博幸君

今の話だと、道の方の判断結果みたいなように聞こえるんですけど、道教委のアンケート調査も、それからモデル校も前向きな見解で、道も道立の学校には、そういう文書をとって推進しなさいということを今言われてるんですよ、今年の4月に。インターネットでも全部出てますから、もう1回調べ直してください。

それで、どういう道教教の意向を待つんじゃなくて、幌延町独自で前向きにぜひ進めるように、再度検討をお願いしたいなと思うんです。いかがですか。

教育長 青木順一君

ありがとうございます。

今の道教委の意見ということで4月に通知が出てるのも承知しておりますけども、多分それを受けて、今後、市町村教育委員会に対して配慮するようにということで出てくるかと思います。それを受けて、先ほども言いましたけども、幌延町教育委員会としてトイレに設置になるかどうか、きちんとそういう設備ができるかどうか、トイレの方も確認しながら通知を受けながら検討してまいりたいなと思っております。以上でございます。

3 番 深澤博幸君

今の教育長、緊急に、1日も早く、やはり実施できるように要請をしたいと思います。

続きまして、町民スキー大会の話ですが、この答弁書で説明と理解が十分得られているような報告ですが、どうも私には、そう受け止められないんですよ。

ここに提示されてるアンケート調査の結果ですね、賛成が65%もあるのにね、やめてしまう。この意味がよく分からないんですけど。

それと、アンケート調査の内容ですね。その場では、PTA総会に質問や意見はなく、これほとんど決まった後の総会の話じゃないですか、教育長が出席したのは。

その前段では議論と唱えてる父兄の方もおられるんですよ。この辺の認識はどうですか。

教育長 青木 順一君

今の議員の質問に答えたいと思います。

今、御存じのとおり、アンケート調査で65%、35%出ましたけども、その前にも令和3年度、あるいは5年度に向けて学校内、あるいは保護者、PTA役員等で話はしていると聞いております。

その中でもスキーフェスティバル、それに限ったわけじゃないんですけども、それについて検討を重ねられ、そして、PTA総会でこのようなアンケートの結果になりましたということで、校長から説明があったということで聞いております。

ただし65%が今回のようなオープン参加に賛成と35%が反対ということでありましたので、その辺は、少數の意見もきちんと大事にしながら、校長と学校と連携しながら対応してきたということになっております。

多分、議員、御質問のとおり、アンケートの関係でいくと、記述のところに賛否両論が出ております。

アンケートのところでは、先生が楽したいのではないかとか、特に苦手な子供、様々なので何とも言えないとか、強制参加とした方が町として盛り上がるんじゃないか、こういう意見もありましたし、体育事業で計測し、その日を参観日にし、定学年の競技内容を検討する、大会開催の仕方を工夫してみてはどうか、低学年は学校で教え、3年生から参加する、前向きな御意見もございました。

何か変えようとするときには、やはり賛否両論もありますので、この辺、賛成の方は賛成の方、反対の方は反対の方と、対話、これを通しながら、理解を促していくみたいなど、学校と連携しながら、今後対応していきたいと思っております。以上です。

3 番 深澤 博幸君

反対、賛成の声というのが、この説明会を聞いた後かどうか分かりませんが、やはり保護者は自分の子供に、児童にどうなんだっていう、多分話をしてると思うんですよ。

そしたら、いや今言ってるパーセントでは正式には出てこないけど、やりたいという子も中にはいるということですよ。

ですから、私が何で中止になったのかということで今質問してるわけで、教育長の今、いろんな、両方の意見があるからみたいな話で無責任な答弁しますけどね、その少数派意見でも取り上げる、それが教育じゃないですか。

まして、幌延町のスキーフェスティバル、歩いて行ける場所、ナイター設備も整っている場所、こんな環境の良い町ないですよ。

そこで、学校授業でやつた最高16時間ですか、という時間の、やはりその時間内で一生懸命スキーを体験して、その発表の場としてこのスキーフェスティバルに参加したのが当初の目的じゃないんですか。

これスキーフェスティバルへ参加する学校側から、その主催者の教育委員会に要請したんですよ、昔、経緯は。

それが伝統的な町民スキーフェスティバルにあって、児童も参加してできたスキーフェスティバルをいとも簡

単に、今言ってる話なら決定は校長が決める、校長が代わったら変わるんですかまた。いかがですか。

教育長 青木順一君

今の御質問にお答えします。

保護者の方からの意見ですけども、そのような少数意見の方、大事にしながらということで、校長の方にも私の方から指示を出しております。

民主主義ですので、大多数の意見を取るんじやなくて少数の意見もきちんと鑑みながら対応していくようにということで話をしております。

また、先ほどございましたスキービー事業の中で学校には学習指導要領がありますので、スキービー授業8時間から16時間で、十分、先ほどの目標が達成されるんじやないかと。それと後、町教委の方でも社会教育、社会スポーツの方でスキーレッスン、低学年の子のためにも行っていますので、そのような形でスキーに触れる、冬のスポーツに楽しむということを進めているところです。

御存じか学校の方から平成22年にスキービー大会に参加させてくれということで言われて、全員参加で学校行事として参加しています。また今回は、本当に今、議員がおっしゃったとおり、勝手な感じで時数が多くなって、働き方改革も出てきて、子供たちも怖がってるというか、そういうのもあって、今回は授業時数から外す、オープン参加にするということでお話がありました。

教育委員会としては学校として、学校等も先ほどから言ってますけれども、連携しながら、今後も対応していきたいと考えておりますので、御理解いただければなと思っております。以上です。

3 番 深澤 博幸君

このスキービー大会に教育長、一緒に問寒別小中学校は参加してくるんですね。そして幌延の小、中学校はしない、教育長の立場としていかがなんでしょう、これ。

教育長 青木順一君

今の御質問ですけれども、小学校の方は先ほど言いましたオープン参加、問寒別小中学校の方は、今年ですけども学校行事として、行事で、時数としてカウントして参加することになります。

これについては校長それぞれ判断、逃げるわけじゃないんですけど、校長判断となっておりますので、教育委員会としては、先ほど言いました教育課程を管理するという立場でございますので、校長の判断を尊重したいなと考えております。

教育委員会としては可能な限り町内の学校、なるべく足並みそろえて参加するようにということで期待しているところでございますので、また来年度以降、教育課程というか編成し直すところで校長会議等を利用して、校長先生方に、あるいは教頭先生方に、足並みそろえていきましょうということで、更に協議していきたいなと考えております。以上です。

3 番 深澤 博幸君

教育長の立場としては、どちらを立てたらいいのかという判断は十分理解はできるんで

すけど、やはり子供たちがあつての学校ですから、そこに重きを持って、これからスキー大会再興に向けて、教育長努力してほしいと思います。

それと、今現状でスキー教室事業をするために、幌延小学校の教員の中で指導員もしくはスキーの経験者は何名おるんですか。

教育長 青木順一君。

申し訳ありません。

手元に資料はございませんけども、小学校の先生方は必ず、昨年度の様子を見ますとスキー大会に参加して、運営で参加して協力してくれて、スキーもきちんと滑れるかなと思います。

指導員がどのぐらいかというのはちょっと分かりませんけれども、ある程度指導はできる、そのぐらいのレベルにはあるんじゃないかなと、ほとんどの先生が、そう思っておりまます。以上です。

3 番 深澤博幸君

本来ならば、教員の中に経験者なり指導員がいたら、もう少し前向きというかスキーに関して興味を持って子供たちを、児童を集めてやれる体質があるんじゃないかと思うので、あえてこの質問をしたわけですよ。

全然経験のない先生にスキー教室やれといつても、いや、寒いからちょっとという、後退的な気持ちになるのがやっぱり人間の常としてあるんで、指導者を育成することまでいかないかもしらんけど、そういう経験のある教員を今後幌延に配置していく努力も教育長の仕事じゃないかと思います。

それから、過去に雪印工場に勤務してた方がスキージャンプでかなり優秀な選手がいた。それから、2011年ですか、町内の児童が中体連に出て優秀な成績を収めたという、そういう実績もあるんですよ。

こここのスキー場で一生懸命、低学年のうち練習して、そういう大きな大会出て、幌延町の看板を背負って、将来、優秀な子供たちが育つかもしらん。そういう環境を今、中止することによって排除しようとしてるんじゃないですか。

そういうことに関して、教育長どう思われます。

教育長 青木順一君

ありがとうございます。

まさに議員おっしゃるとおりかなと思います。

立派なスキー場ありますし、すぐ近くにということで、あと指導者の関係も、スポーツ推進員の方もいらっしゃいますので、そういう方にお願いして、学校のスキー授業の中でも手伝っていただいたらしく、後、スキー教室、ちょっと回数は少ないんですけども、町教委で進めているものもありますので、推進員の方に指導していただいて、そして力のある、ちょっとやってみたいな、挑戦してみたいなという子は、ぜひオープン参加というか、希望者ということでスキー大会に参加したり、後は、ほかの大会、豊富温泉、天塩町にもスキー場ありますし、いろんなところにも大会がありますので、そういうところで力を発揮し、日本というか、世界にも飛び立っていただきたいなど、そういうふうに同じ願

いります。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

教育委員会に関しては、ものすごい私不信感があるんですよ。

というのは、このスキーダイバーチューン大会に一般市民からスキーの計測時の話が多分、聞いたかどうか分かりませんけど、今、手動でタイムウォッチをされてますよね、計測するときに。

当然の大会で3名がおられて、その3名の中間を探るというのが幌延のシステムなんですが、私もいろいろ調べたら今の大会そんなことやってないんです。自動計測なんですよ。それを体育館の職員か大会運営者なのか分かりませんが、設置したらどうかって言ったら、今だかつて予算にも計上されていないし、それと今年だったかな、水泳大会で平泳ぎの競技と言ってるのに、たしか複数で泳いだって聞いてるんですけど、その先に着いた方が当然タイムで選ばれてるわけですから、そうしたら平泳ぎと限定されてる子供が異議申立てたら順位が変わったと言われてる。この大会の運営って教育委員会やってるんですよね。

こんな教育行政の中でね、こんな不手際というかね、子供も納得できるようなルール作りをきちんとしないで、大会運営されてるというのに大変不信感というものが消えないんですよ。

当然その主催者としての役割や認識はどう理解されてるのか、教育長、答弁お願いします。

教育長 青木 順一 君

質問に答えると思います。

前半の質問の方、計測器の方はちょっと検討させてください。

予算も掛かりますので、その辺、長い間懸案事項になってたかなと思いますので、お願いしたいと思います。

ちょっと質問というか、外れるかなと思いますけども、水泳大会の件ですけども、今回の水泳大会で2名の平泳ぎ参加者がいました。

その中で1名はきちんとした足、カエル足で泳いだと。もう1名の子供はドルフィンキックということで平泳ぎができてなかった。

結果としてはドルフィンキックが優勝というか1位取ったということで、大会運営としては、これはすごく反省しております。

その時点で審議という形で止めなきやならない、その時点のことをしてなかつたということでしたので、これは教育委員会、私としても係の職員の方に厳しく指導はしております。

この後、水泳大会について反省会を行いますので、来年度に向けて、そのようなことはないようにということで検討したいなと考えております。

結果としてですけども、子供、1位を取ったお子さんですけども、やはり自分で考えて、気づいて行動していただいて、自立という幌延町の教育委員会の教育目標の一つですけども、それに基づいて保護者の方と相談し、1位を返却したと聞いておりますので、そのことだけでもちょっと申し添えておきます。

来年度に向けて、そういうことのないように注意していきたいなと思っております。以上です。

3 番 深澤 博幸 君

この件に関しては最後の質問となりますので、通告はしませんが、現在、小中一貫校の議論がされて、これから数年かけてやるわけですが、今の教育委員会に関する問題提起も含めて、新しい学校を今造る。

こんなことわざがあります。仏作っても魂入れずという言葉がありますが、これにまさしく該当するような事案が教育委員会に、私が今質問している中にも、幾つかあると思うんですよ。

これから行政に向けて、町長と教育長にこの教育行政を今後どうされるのか伺って、この質問を終わりたいと思います。

教育長 青木順一 君

今の御質問に答えたいと思います。

今、小中一貫教育ということで、令和9年度開校に向けて小中一貫部会を進めております。

決して、今、議員御指摘のとおり、魂は入らないという、そういう学校ではなく、部会の中で何度も何度も検討を続けながら、また、最終的には子供のための学校ですので、子供がどう通いたいのか、どんな楽しく通いたいのか、そういうところを子供たちに考えてもらって、どんな学校にしたいのか、これから意見をどんどん聞いて、また、地域にある学校ですので、保護者、地域住民の皆様にいろんな話を聞いて、どんな学校にしたいのか、どんなふうにしたら学校楽しく通えるのかということも、いろいろ、私の心情として対応を通して理解を深めることを大事にしておりますので、その辺、いろんな方と話をして、そして、令和9年度の新校舎に、地域住民、保護者、子供たち、そして議会議員の皆様の魂の入った校舎を建てていきたいなど考えておりますので、御理解いただければなと思います。よろしくお願ひします

町長 野々村 仁 君

お答えします。

今まで一生懸命、草案を作っているというところで、それぞれ一生懸命、先進地、または、いろんな形で今、父兄の方々も勉強しておられるんだろうと私自身は考えてございます。

まずもって、これから子供たちがこの小さな町内の中で、やはりどの方向へ進学しても、きちんと付いていけられるだけの意欲と、それから、やはり知力を付けていくべき必要な施設であると私どもも考えていますので、PTAの皆さん方、また、教育関係者の皆さん方が、それぞれ素案を練っていただきながら、その中で私どもは進めてまいりたいと考えております。

3 番 深澤 博幸 君

次に、除排雪について伺いたいと思います。

1番目の、今後の予算に関しては補正予算などで対応していくということでございます

が、小さい町になればなるほど業者の選定というか、委託業者さんもだんだん少なくなつて、余り厳しい条件でやると撤退して、やはり町民サービスが行き届かなくなるという懸念もされるので、やはり業者さんを大事に育てていくということも必要なので、今後、補正予算等も含めて、業者さんにはもっと丁寧な仕事を要望したいなと思います。

そこで、業務内容については多分、委託契約の中でこの条件が盛り込まれてって思うんですけど、排雪に関して年2回って今ここに明示されてますが、過去ひも解いたら3回あったんじゃないかなって記憶なんんですけど、この辺の数字はいかがでしょう。

建設管理課長 島田幸司君

基本的に予算上では排雪に関しては年2回で予算の方は計上しております。

また、降雪量が多いときに関してはカット排雪ということも行ってます。全排雪ではなくて。

そういうことも含めると、深澤議員の認識の中で3回というふうな回数にはなるかもしれないんですけども、全排雪とカット排雪と業務内容が違いますので、降雪量によっては、そういう除排雪行為も行っているということです。

3 番 深澤博幸君

ということは、降雪量の多いときは、この2回を超える場合もあるという考え方っていうか聞き方でよろしいでしょうか。

建設管理課長 島田幸司君

今の議員の御質問の内容、そのとおりでございます。

降雪量が多いときには、もちろん町民の皆さん的生活に支障を来すことになりますので、基本的に予算上は2回の除排雪というふうに予算計上はしておりますけれども、状況によっては年3回行うというようなことも考えられるかと思います。以上です。

3 番 深澤博幸君

次に、除雪の仕方といったら語弊あるかもしれません、町民の苦情でここにも書かれるとおり自宅前に残された、私もそういう声をたくさん聞いております。こういう話も聞くんですよね、よく。

昔は良かったねという、昔はもっときれいだったよねって話聞くから、何が昔と今違うのかなと思ったら、昔、歩道の段差ありましたよね。今バリアフリーで、その段差取り外してるから、除雪車が内々というか外ちゅうかな、入り込んでブルで押していくと、当然雪寄っていきますよね。それで、除雪の前についていう話が多く聞かれるのかなと思って。

それで、私が言いたいのは車道ですよね。公道の雪を、言葉悪いですけど、自宅前に投げ捨ててるんでないかと今。

ですからこの町民の声というのが苦情として出てくるんじゃないかなと。

であれば、これ業者さんと予算の関係もあるんですけど、車道どけてた雪を、もう少し小さい小型のダンプがいるのか分かりませんが、そのとこよけていくような作業できないのかなって思うんですけど、いかがですか。

町長 野々村仁君

今、御提案のあった件も含めてですけども、今の体制でフルに業者の方々にはやってい

ただいっているということと、今、先ほども言った、内側に入ってるか外側に入ってるかも含めて、それぞれ苦情があった所の現場検証をしながら、どうやつたらいいのかということを業者さんともきちんとお話を進めながら解消に向けて頑張ってるところでもあります。

ただ、除雪の時間帯、降る量によって、それぞれ町内で走る時間帯が少し遅れたり通常どおりできたりというところがあって、皆さんのがきちんと除雪し終わったときに、そういう除雪が走るとかというときには、そういうことが起きたりということの繰り返しかなということは私どもも思ってますけども、それを、また更に、今でもこれだけに限りある、人材の中で精いっぱい動いていただいているところに、もう1台、除排雪をするタイヤショベルを動かす、それでなくとも個人、個人の住宅でお願いしていく除排雪のだんだん、だんだん業務が忙しくなって抜けてるという部分もございますから、なかなか重機によつての部分というのは難しいかなと思ってますけども、できる限り、今後も含めて、どういうような解消策があるのか、そこまでは立ち入らないで、今、議員がおっしゃったとおり、立ち入らないで、車道だけを置いていけるような形になった方がいいのかも含めて、今後、そういう苦情ありながら、現場、現場で調整をしながら対応していかなければと思ってございます。

議 長 西 澤 裕 之 君

残り7分になっております。

質問の方、まとめてください。

3 番 深 澤 博 幸 君

それでちょっと急いで質問いたします。

今、町長も少し、少しはですよ、前向きな今答弁いただいたんですが、やっぱり1億も掛けて、毎年これ、投げ捨ててですね、無駄な、本来であれば経費なんんですけど、幌延町だけではない問題ですから、今後、やはり何か機会あるごとに、この1億をどう削減していくかという議論もね、ただ雪投げ捨てるんじゃなくて、こういう議論も専門家を交えて、やはり進めていく、北海道特有の問題だと思うんですよね。

その辺、町長以下、先頭に、ぜひ検討に向けて委員会がいいのかどうか分かりませんが、話合いの程度でもいい、小さい程度でもいいんですけど、やはり町長先頭にやっていただきたいと思います。

それから、もう7分と言ってたんで、まだいっぱい質問あるんですけど、高齢者除雪サービスですね。これの要綱見ると、該当者も人数は出てましたが、65歳以上で身体障害者で言われてしまったら、万が一ですよ、65歳、70歳の家庭の夫婦ですよ、たとえ健康でも、町長、きついと思いませんか、これ。思いません。もう1回ちょっと答弁だけ。

町 長 野々村 仁 君

高齢者、60を過ぎてきて、いろんな健康の人間であっても冬のこの除雪期間というのは誰しもが大変だっていうこと自体は自覚してると思ってます。

3 番 深 澤 博 幸 君。

そこで提言なんですけど、やさしい除雪サービス、この高齢者向けのサービスはこれはこれでもいいんですけど、もう少し条件を緩和してね、一般町民も、もう今言ってる高齢者

に向けてサービス提供できる、やれるのかやれないのかというとこ、もう1回質問します。

町長 野々村 仁君。

先ほども一部触れましたけども、ほとんどが今は1社で、この29世帯を回っていただいて、目いっぱい状態でございます。

それを、なおかつ、その時間的な要素でいろんなクレーム等も来てますけど、それに間に合わせだけが精いっぱい、先ほども1番後ろに書かれてますけれども、以前からもう少し、何か小さな組織を作つて、ボランティア的な組織ができればいいなということ自体が考えてございますけども、我々行政で、なかなかボランティアを作るっていうこと自体も、至難のわざということでもあります。

それぞれ、そういうことで、やはり共助のスタイルをもうちょっと周りの目で見て、毎日じゃなくてもいいから10回に1回、そういうような形の、そういうグループができたり組織ができたりすればいいかなということで、いつも思つてはいますけど、これが一向に前に進んでないというところが現状でもありますので、今後とも、今の1業者で頑張つていくのには、ちょっと限界があると考えてます。

議長 西澤 裕之君

時間になります。最後の質問としてください。

3番 深澤 博幸君

質問します。

町長の言い分もよく理解できるんです。

だけど、我々町民サイドとしても、十分、今のサービスを受けたい、除雪をしていただきたいという気持ちも、ぜひ組み込んで、今言った新たな組織という部分にも、やはり町長提案で、おい誰かいなかっていうぐらいの先頭切つて、手を上げて、そういう業者さんやら組織を作つていただきたいなということを最後にお願いします。

町長 野々村 仁君

行主体でやると、もう第三セクター的なところでなかなか難しいんですけども、本当に自主的によしということで、ちょっと担ぎ棒担いでいただけるリーダーが出てくれば、我々としては大きく支援をしていきたいなと今後も考えてますし、それはやはり少しほ声掛けをしていくべきことだと私自身も考えてますので、それぞれ、今の体制であること自体では、もう絶対に無理であるということだけはもう実態的に分かってますので、これ以上広げてあげたいんだけども、もうこれ以上受けられないというのが現状かと思ってますので、急いでそういう仕組み作りをやはり考えていくべきかと思ってます。

議長 西澤 裕之君

これにて、3番、深澤博幸君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問はすべて終了しました。

ここで、11時25分まで休憩します。

(11時12分 休憩)

(11時25分 開議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第6、認定第1号「令和4年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」日程第7、認定第2号「令和4年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第8、認定第3号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第9、認定第4号「令和4年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第10、認定第5号「令和4年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第11、認定第6号「令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第12、認定第7号「令和4年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の7件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま上程されました認定第1号から認定第7号令和4年度幌延町各会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度幌延町各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、8月1日から8月4日までの間の4日間で監査委員の審査をいただいているところであり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して決算の認定をお願いするものです。

各会計決算の概要につきましては、お手元にお配りの令和4年度幌延町各会計決算説明資料に沿って説明させていただきます。

では、1ページを御覧ください。

第1表は、各会計歳入歳出決算の総括表です。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の決算総額は、歳入決算額64億2,672万5千円、歳出決算額62億2,071万8千円で、翌年度繰越財源額を控除した差引残高は1億8,564万3千円となりました。

2ページを御覧ください。

第2表は、各会計決算総額の前年度比較で、表の一番下、網掛け部分の合計の欄、歳入決算額の増減合計は▲3,795万1千円で0.6%の減、歳出決算額の増減合計は2,001万5千円で0.3%の増となりました。

これは、一般会計、下水道事業会計における増や国保会計、診療所会計における減が主たるもので、一般会計の歳入では繰越金や町債が増加し、診療所会計では診療放射線機器整備事業等の完了により一般会計繰入金が減少しました。

また、歳出では農林水産業費や土木費が増加したことが主な要因です。

3ページを御覧ください。

第3表は、令和3年度から令和4年度へ繰越した繰越事業費決算額の内訳です。

繰越した事業は、一般会計では産業・地域振興センター空調設備改修事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、間寒別地区草地畜産基盤整備事業、間寒別地区道営畠地帯総合整備事業及び地域内消費促進緊急対策プレミアム商品券発行事業の5事業で、一般会計5事業の繰越額は1億9,095万9千円、決算額は1億8,655万4千円です。

第4表は、令和4年度から令和5年度への繰越事業費繰越額の内訳です。

一般会計で、住民自治管理費、公共交通対策管理費、間寒別地区草地畜産基盤整備事業、幌延町民プール補修事業の4事業を令和5年度へ繰越ししており、繰越額は合計2,686万4千円です。

4ページを御覧ください。

第5表は、各会計の地方債現在高を示しています。

令和4年度末の現在高合計は36億4,805万3千円で、前年度末より4,537万円減少しました。

なお、令和4年度末現在高のうち、76.9%に当たる2億8,571万8千円は交付税算入されます。

4ページから5ページまでの第6表は、各会計の基金現在高です。

5ページ下から2段目の全会計の令和4年度末現在高は、前年度より2億2,041万8千円増加して62億5,671万9千円となっています。

第7表は、北海道市町村備荒資金組合納付金現在高で、令和4年度末現在高は、前年度より820万6千円増加して18億2,857万1千円となっています。

6ページを御覧ください。

第8表は、一般会計の債務負担行為の負担状況です。地方債と同じ性格をもつ後年度負担予定額は695万円です。

7ページから17ページまでは、第6次幌延町総合計画の基本計画に沿って、主要な施策の基本的な考え方や成果について整理・記述しています。

18ページを御覧ください。

一般会計の決算についてです。

第9表は、一般会計歳入歳出決算額の推移です。

歳入決算額は、前年度比0.7%増の51億4,630万5千円となり、歳出決算額は、前年度比2.0%増の49億7,478万5千円となりました。

これは、歳入については、町税や地方交付税の減額に加えて、子育て世帯生活支援特別給付金事業完了等により補助金などの国庫支出金が減少したものの、繰越金や農業用水道施設改修事業、建設機械整備事業実施に伴う町債の増額等によるものであり、歳出については、農業施設改修事業や酪農経営安定緊急対策事業などの農林水産業費と、建設機械整備事業や道路改良事業など土木費の増額が主な要因です。

歳入歳出差引は1億7,152万円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,036万4千円を控除した額1億5,115万6千円が実質収支額で、前年度比12.6%の増となりま

した。

19ページを御覧ください。

第10表は、一般会計歳入の款別決算額の状況です。

前年度と比べ大きく増加した款は、19款の繰越金で8, 304万7千円、21款の町債で3, 760万円です。

また、大きく減少した款は、1款の町税と14款の国庫支出金で、国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金事業完了に伴う補助金の減等で4, 411万1千円減少しました。

20ページを御覧ください。

町税収入の状況です。

第11表、第12表及び21ページの第13表は、年度別・税目別の町税決算額と徴収実績です。

令和4年度の税収総額は5億5, 726万8千円で、前年度比4. 9%、2, 870万3千円の減でした。個人町民税や償却資産に係る固定資産税の減収が主な減少要因です。

徴収率は98. 3%でした。

21ページを御覧ください。

第14表は、地方交付税の状況です。

前年度と比べ普通交付税が0. 8%減少し、特別交付税が0. 5%増加して、総額で23億9, 442万1千円でした。前年度比0. 6%、1, 490万3千円の減です。

平成13年度から制度化されている臨時財政対策債を含めますと、総額で24億2, 052万1千円、前年度比3. 6%、9, 130万3千円の減となりました。

22ページを御覧ください。

第15表は、ふるさと納税の状況です。

町では平成27年度から、ふるさと納税に該当する寄附金を、ふるさと応援寄付金として採納しており、令和4年度の寄付金件数は1, 933件で前年度より1, 039件減少しました。寄附金総額は2, 419万2千円で、前年度比21. 5%、664万3千円の減でした。

寄附金総額のうち、1, 179万4千円を返礼品経費等に充当し、残額の1, 239万8千円をふるさと応援基金に積み立てています。令和4年度末の基金現在高は前年度末より109万8千円減少し、2, 448万円です。

23ページを御覧ください。

第16表は、一般会計の歳入決算額についての財源構成です。

表下、網掛け欄の右隅、経常一般財源は28億4, 434万8千円で、町税等の減額により前年度比1. 4%減少しました。

24ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出の状況についてです。

第17表は、歳出款別決算額対前年度比較表で、第18表は、歳出款別財源構成対前年度比較表です。

款別の大きな増減事業を申し上げます。

2款、総務費では、産業・地域振興センター空調設備改修事業で1億3,600万円の増、自治体情報セキュリティ強化対策事業で3,000万円の増、基金管理事業で1億5,200万円の減です。

3款、民生費では、国保診療所会計繰出金で4,400万円の減、子育て世帯等臨時特別支援事業完了により3,600万円の減などです。

4款、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業で1,500万円の減です。

6款、農林水産業費では、草地畜産基盤整備事業で3,300万円の減、農業用水道施設改修事業で6,400万円の増、道営畠地帶総合整備事業で4,200万円の増、酪農経営安定緊急対策事業で3,000万円の増です。

8款、土木費では、町道改良事業で2,300万円の増、橋梁長寿命化改修事業で2,300万円の減、建設機械整備事業、河床堆積土砂除去事業等により7,100万円の増です。

12款、公債費は、平成28年度に町道改良や旧間寒別生涯学習センターを解体するための財源として借り入れた地方債の償還完了等により8,100万円の減です。

25ページを御覧ください。

第19表及び第20表は、性質別経費の決算状況です。

消費的経費については、前年度比3.7%の増となり、投資的経費は産業・地域振興センター空調設備改修事業などにより32.2%の増となりました。

26ページを御覧ください。

第21表は、経常収支比率の推移です。

下の網掛け、歳出合計欄を御覧ください。令和4年度の比率は72.5%で、町村で妥当と言われている70%ライン付近まで下がり改善しています。

平成30年度の83.2%と比較しますと10.7ポイント減っていますが、これは人件費の比率が増えたものの公債費の比率が大きく減少したことが主な要因です。

27ページを御覧ください。

第22表は、事業別の町債現在高です。

令和4年度末現在高は、前年度末現在高より4,390万6千円減少して32億6,599万9千円となりました。

28ページを御覧ください。

第23表は、借入先別の町債現在高です。

第24表及び第25表は、投資的経費の推移等についてです。

投資的経費の大部分である普通建設事業費は、令和4年度は、産業・地域振興センター空調設備改修事業、農業用水道施設改修事業、橋梁改修事業等により10億3,115万9千円となり、前年度比32.2%増加しました。また、歳出全体に占める普通建設事業費の割合は20.7%となりました。

29ページを御覧ください。

第26表は、債務負担行為の負担状況の内訳です。

令和5年度以降、支出を予定している債務負担行為の総額は695万円で、その内訳は、公用車の購入として84万5千円、農業経営等に係る利子補給として601万6千円、新規就農者支援事業補助として8万9千円となっています。

30ページ・31ページを御覧ください。

第27表は、特別職を含む全会計の職員の人事費の状況です。

職員総数は100人で、人事費総額は7億4,778万1千円です。

前年度と比較すると、職員数は一般会計で職員の採用等により2名の増、介護保険会計では一般会計間との異動により1名減となり、全体の総数では1名の増となりました。

人事費は、職員の増や給与改定による増加と期末勤勉手当等の減少、また退職手当組合負担金が3年に1度の精算の年度であったことから共済費が増加し、総額で768万8千円、1.0%の増となりました。

32ページを御覧ください。

第28表は、予備費の状況です。

令和4年度の支出で予備費を充当した事業は、造林事業管理費ほか5事業11件で、充当額合計は606万2千円でした。

33ページを御覧ください。

第29表は、社会保障財源化分の地方消費税交付金3,486万1千円が充てられた社会保障施策等に要する経費の状況です。

令和4年度は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の総額8億2,178万9千円のうち、社会福祉施策に1,976万1千円、社会保険施策に454万4千円、保健衛生施策に1,055万6千円が充てられました。

34ページからは、特別会計歳入歳出決算の総括及び概要です。

第30表は、国民健康保険特別会計の状況で、歳入決算額は3億3,970万2千円で、前年度比14.4%の減となり、歳出決算額は3億3,912万9千円で、前年度比12.2%の減となりました。

歳入のうち、保険税は5,833万9千円で前年度比13.9%の減です。道支出金は2億3,135万5千円で前年度比17.8%の減です。

他会計繰入金は2,829万1千円で前年度より11万6千円、0.4%増加し、基金繰入金は1,101万7千円で前年度より651万7千円、144.8%増加しました。

繰越金は1,065万6千円で前年度比25.7%の減です。

歳出のうち、保険給付費は前年度比17.7%減の1億5,099万円となり、北海道へ納付する保険事業費納付金は前年度比5.0%減の1億75万9千円となりました。また、諸支出金のうち、国保診療所特別会計への繰出金は、歳入の特別交付金減少により12,217千円減の5,981万9千円です。

35ページを御覧ください。

令和4年度末の国保への加入状況は319世帯、519人で、前年同期と比べ7世帯30人減少しました。

一番下の表の受診率は103.3%と前年度より8.5ポイント減り、被保険者一人当

たりの保険料現年度調定額11万5,230円に対し療養諸費は29万924円で、前年度と比べ4万3,189円減少しました。

36ページを御覧ください。

第31表、国民健康保険診療所特別会計の状況についてです。

歳入決算額は3億8,610万7千円、歳出決算額は3億8,603万5千円で、前年度と比べ歳入、歳出とも11.5%の減となりました。

減少の主な要因は、医療機器等整備事業や感染防止緊急対策事業等の減少又は終了により、歳出事業費とそれに伴い一般会計繰入金が減少したものです。

歳入のうち、一般会計繰入金は1億8,582万1千円で、前年度より4,375万5千円、19.1%減少しました。

これは、国保直診化に伴う国保会計からの繰入金が前年度より1,221万7千円減少したことや新型コロナウイルスワクチン接種に係る診療受託料など諸収入が1,507万5千円減少したこと、増加する要素はあったものの、外来診察料等の料金収入が2,204万8千円増加したことや診療所業務費や医療機器等整備事業費など歳出で5,012万円減少したことが主な要因です。

下段の業務量に関する表になりますが、歳出総額に占める料金収入等の割合は36.4%で、前年度と比べ5.5ポイント増加しました。

1日平均の入院患者数は4.0人で、前年度より1.3人減少しました。

また、1日平均の外来患者数は56.4人で、前年度より0.6人増加しました。

37ページを御覧ください。

第32表、後期高齢者医療特別会計の状況についてです。

歳入決算額は4,670万4千円で、前年度比7.9%増加しました。

うち保険料が1,940万8千円、繰入金は2,717万1千円で、前年度より197万円、7.8%増加しました。

歳出決算額は4,655万5千円で、うち総務費が276万2千円、広域連合納付金が4,379万3千円です。

年度末の被保険者数は344人で、前年度末と比較して5人の増加でした。

38ページを御覧ください。

第33表、介護保険特別会計の状況についてです。

先に、保険事業勘定です。

歳入決算額は2億1,350万8千円で、前年度比1.2%の減となりました。

うち保険料は3,896万2千円で、前年度とほぼ同額です。

一般会計からの繰入金は4,485万5千円で、前年度より287万円、6.0%減少しました。

歳出決算額は1億9,078万3千円で、前年度比4.4%の減となり、うち保険給付費は前年度比2.2%減の1億5,261万2千円となりました。

次に、介護サービス事業勘定です。

歳入決算額及び歳出決算額は同額で753万円、前年度比5.9%の増となりました。

歳入のうち、一般会計繰入金は176万8千円で、前年度より66万8千円、27.4%減少しました。

39ページを御覧ください。

年度末の第1号被保険者加入者数は648人で、前年度末と比較して7人の増加でした。

ケアプランの作成件数は居宅介護及び介護予防を合わせて505件で、前年度と比較し60件の減少でした。

40ページを御覧ください。

第34表、簡易水道事業特別会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は5,078万7千円で、前年度比7.3%の減となりました。

営業収益のうち、給水収益は4,631万8千円で3.9%の減、給水戸数は42戸減り1万2,562戸です。また、施設の利用状況を表す有収率は93.36%で、前年度より1.29ポイント減りました。

一般会計繰入金は9千円です。

支出決算額は5,601万1千円で、前年度比6.4%の増となり、収益的収支の差引は522万4千円のマイナスで、前年度より740万5千円減少しました。

次に、資本的収支についてです。

収入決算額は3,545万1千円です。

うち一般会計繰入金は1,365万1千円で、前年度より606万1千円増加しました。

支出決算額は2,339万円で、地方公営企業法適用化事業の増加により前年度比6.4%の増となりました。

資本的収支の差引は1,206万1千円です。

会計全体では683万7千円の黒字で、前年度比47.7%の減です。

このうち4千円は基金に積み立てており、収支合計は683万3千円の黒字、前年度比110.6%の増となりました。

42ページを御覧ください。

第35表、下水道事業特別会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は1億737万3千円で、前年度比27.0%の増です。

営業収益のうち、下水処理収益は3,649万6千円で4.3%の減でした。

営業外収益のうち、一般会計繰入金は7,083万5千円で前年度より2,449万4千円、52.9%増加しました。

支出決算額は1億789万9千円で、前年度比3.5%の増となりました。

次に、資本的収支です。

収入決算額は9,325万8千円で、前年度比3.3%の増、支出決算額は8,859万7千円で25.6%の増です。

収入のうち、一般会計繰入金は5,068万6千円で、前年度より82万1千円、1.6%増加しました。

支出のうち、建設改良費は合併処理浄化槽1基の整備、下水道管理センター電機計装設備の更新など4,451万2千円で、前年度比52.1%の増となりました。

会計全体での収支合計は413万5千円です。

43ページを御覧ください。

令和4年度末の町債現在高は3億3,649万3千円です。

年度末の接続戸数は前年度より1戸減り935戸、年間総処理量では4.2%の減、水洗化率は96.78%、合併処理浄化槽設置基数は140基となっています。

44ページから46ページまでは、普通会計での決算の状況を示しています。

46ページの第38表は、普通会計での財政指標の状況です。

経常収支比率は72.5%で、前年度より1.2ポイント増え、財政力指標は22.2%で、前年度より0.5ポイント減り、実質公債費比率は4.8%で、前年度より1.5ポイント減りました。

47ページ以降につきましては、令和4年度の主な事業の概要とその成果及び課題を整理しています。

以上、令和4年度幌延町一般会計及び各会計決算の概要を申し上げまして、認定第1号から第7号までの提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する令和4年度幌延町各会計決算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は議員全員をもって構成する令和4年度幌延町各会計決算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで暫時休憩します。

(11時55分 休憩)
(12時01分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

ここで昼食のため、13時10分まで休憩します。

(12時01分 休憩)
(13時10分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第13、報告第1号「令和4年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」及び日程第14、報告第2号「令和4年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

報告第1号及び報告第2号について、提案理由の説明を求める

総務財政課長 早坂 敦君

ただいま一括議題となりました報告第1号「令和4年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」及び報告第2号「令和4年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付け、議会に報告するものです。

報告第1号の財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称で、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標です。

令和4年度決算に基づく実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表したものですが、実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。

連結実質赤字比率は、町の全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表したものですが、これも実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。

次に、実質公債費比率は一般会計等で負担する地方債の元利償還金等が標準財政規模を基本とした額に占める割合の3か年平均で、令和2年度から令和4年度までの平均が4.8%になり、前年度と比較すると1.5%低下しています。

この要因は、平成29年度の起債借入れから償還期間を5年から10年に延伸したことにより、単年当たりの元利償還金が抑制されたことなどによるものです。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、債務負担行為の支出予定額、退職手当に係る負担見込額、一部事務組合の地方債償還に係る負担見込額など、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模を基本とした額に占める割合を表したものですが、将来負担すべき負債が発生していませんので、該当ありません。

四つの指標の下段にある括弧書きの数値は、早期健全化基準で、基準以上の数値になると財政健全化計画の策定が義務付けられますが、本町の数値は基準を下回っていることから、財政健全化計画の策定対象にはなりません。

次に、報告第2号の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足が事業規模に占める割合を表したもので、経営状態の悪化度合いを示す指標になります。

本町では、簡易水道事業と下水道事業の二つの特別会計が対象になります。

令和4年度の資金不足比率につきましては、二つの会計ともに資金不足額が発生してい

ませんので、該当ありません。

資金不足比率の下段にある括弧書きの数値は経営健全化基準で、基準以上の数値になると経営健全化計画の策定が義務付けられますが、本町の数値は基準を下回っていることから、経営健全化計画の策定対象にはなりません。

健全化判断比率と資金不足比率は基準を下回り、健全な財政状態が保たれていますが、今後も健全な財政運営に努めるとともに、町広報紙やホームページなどで町民の皆さんに町の財政状況や健全化判断比率等の指標を公表いたします。

以上、報告第1号及び報告第2号についての提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号及び報告第2号は、報告済みといたします。

ここで、町長より、町長等より委任を受けた者に建設管理課、上下水道宮下係長を追加する旨の申出がありましたので、追加することを許可することにいたしました。

日程第15、報告第3号「債権の放棄について」の件を議題とします。

報告第3号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

報告第3号「債権の放棄について」提案理由の説明を申し上げます。

このたび、幌延町債権管理条例第6条の規定により町の債権を放棄したことから、同条例第7条の規定により報告いたします。

放棄した債権の名称は水道使用料で、債権を放棄した年月日は令和5年3月31日であります。

債権を放棄した事由ですが、平成17年度から平成24年度における30件、10万4,190円につきましては、幌延町債権管理条例第6条第1号に規定する消滅時効に係る期間の満了によるものであり、平成21年度、平成22年度における2万7,300円につきましては、同条例第6条第3号に規定する、破産による免責に該当したものであります。

以上、報告第3号「債権の放棄について」の提案理由の説明といたします

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

7 番 斎 賀 弘 孝 君

これは委員会でも会議を持たれた案件なんですけども、改めてちょっとお伺いしたいことがあります。

最終的に結果として債権管理条例によって債権を放棄したということになりました。この経過に至るまで、担当課の職員の方々はいろいろ努力もしただろうし、いろいろ知恵を絞っただろうと思いますけども、それら反省点が、今後何か、こういうこと、事案が今、進行中のものを含めて生かせることが、担当職員又は職員の皆さんの中で反省点として共

有されたことがあるなら、まずそれをお伺いしたいのが 1 点。

2 点目として、町では毎年 1・2 月町税の徴収強化月間が広報でも報告されています。

平成 17 年度から今まで、この 1・2 月の町税の徴収強化月間では、これらのことが話題になったのかならなかつたのか。話題になったならばその都度、どういうふうな対策をしていけばいいかということも職員の間で共有されたと思う。それらを報告願いたいということが 2 点目。

3 点目は、これらには納付の契約書は取っていたのか。また、幌延町の場合、督促手数料、督促出したと言いましたから、督促手数料は 1 通につきどのくらい掛かるという予算勘定をしてるのかお伺いします。

上下水道係長 宮下勇人君

お答えします。

まず 1 点目の反省につきましては、町外の滞納者の方については督促とか送っているんですけど、なかなかちょっと回答が返ってこないとか、あと電話かけてもつながらないとかというところもあって、なかなかちょっと連絡を取りづらかったということもあるし、あと遠く、留萌とか羽幌とかという場所の滞納されている方がおられまして、そこまで取りに行くといいますか、時間を掛けて行くというのもちょっと、取る時間も若干取れなかつたというのもあります。

そういうことでちょっと、滞納者に対してすぐアプローチ掛けるのちょっと遅くなつたのかなというふうに思っております。

強化月間のことに関しては話題になっておりました。

ほかの、いろいろ滞納者とかある課とかも、声掛け合ってやるような形では執っていましたけど、なかなかそこでも時間が取れなくてという形で行けなかつたのもありますし、一緒に住宅とか、税の担当者と一緒に行ったということはあります。

誓約書に関しては、町内の方に関しては臨戸訪問しまして、3 名の方に一応毎月幾らを納めてくださいという形でサインをいただいているところです。以上です

7 番 齋賀弘孝君

最後の督促のことなんんですけど、幌延町の場合督促状作りますよね。

督促状 1 通作るのに幾らお金が掛かってるのかとの答えをお伺いしたところなんですよ。

これまでだったら、かなりの数の督促状を出してると思います、この前の委員会からの話で。だからその督促状 1 通幾らの経費が掛かっていたのか。

また、今時間がなかつたとか、また、訪問できなかつたかという話でしたよね。

やはりそれは職員さんが足りないのか、それとも不足していてということも、今回の債権の放棄につながる原因だったのかな。そこら辺をもう一度確認したいと思います。

議長 西澤裕之君

暫時休憩します。

休憩を解いて、会議を再開します。

上下水道係長 宮下勇人君

特定記録郵便の郵便料が経費。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

時間がないということだが、職員が不足してできないのか。

上下水道係長 宮 下 勇 人 君

債権者が不在で債権放棄した。

3 番 深 澤 博 幸 君

他の滞納も認められるのか。

これまで放置していたのか。

上下水道係長 宮 下 勇 人 君

放置していたわけではなく、郵送、電話で支払をお願いしていた。

他の課と情報交換をしたり合同徴収をしたりした。

3 番 深 澤 博 幸 君

他の公金は徴収できたのか。

上下水道係長 宮 下 勇 人 君

今回は水道使用料のみ放棄した。

3 番 深 澤 博 幸 君

他の公金との情報交換はできなかったのか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

先ほど齋賀議員からも質問がありました、ちょっと宮下の答弁と重複する部分がありますけれども、基本的に反省点というものはないのかと言われると、反省点は多々あると思います。

それはもちろんと思うんですけれども、基本的に私債権である簡易水道使用料につきましては私債権でありますから、今まで過去の経緯を見ていると、やはり口座振替か窓口納付かというような納付の方法が二通りあると思うんですけども、ちょっとそこまで調べてはいないんですが、多分ですけれども、この3件につきましては窓口納付という手続きをされていたんだろうというふうに思います。

今までは、転出される方につきましては、郵便振替の用紙をお渡しして、後程そちらの方で簡易水道の使用料をお支払いいただくというような流れでやっておりました。

私が来てからもそういうような流れではやっていたんですが、なかなか転出されるとお支払いいただけない方がいらっしゃるということで、今は、転出されるときに水道メーターをその場で呼んで、その時点で水道料、下水道料を支払いいただくというようなことをやっておりますので、この近年につきましては、転出されて滞納されてるというような方はいないのかなというふうに僕は認識しています。

また深澤議員の電気料だとか、そちらの方は情報共有はできないのかということですけども、そちらの方の情報共有は行っておりません。

できるかどうかちょっと調べてはいませんが、そちらの方は情報共有は行っておりませんけれども、基本的に、結構古い債権であるという意味では古い債権でありまして、私が来てからこの年にいろいろとどういうふうになっているんだということで留萌市に伺

つたりだとか、先ほど強化月間期間中はどうなってる、どういうふうになっているんだということで、職員も夜、地方の方に、稚内市ですとか、いろいろな所に行って徴収業務をしているのが、今の現状です。

これらにつきましても、この3件につきましても、1件につきましては、税の方の不納欠損処理の対象者もいるというふうに確か理解してます。

ですので、その辺は情報共有しながら公債権と私債権という、全然違うものでありますので、その辺につきましては法律にのっとって今回不納欠損させていただくというような手続で今回進めているのが現状です。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほか、ございませんか。

4 番 高 橋 秀 之 君

企業1社あるって今聞いたんですけど、古い、ちょっと年数が経っているんであれなんんですけど、普通、企業だったら倒産すると債権者会議とか何かいろいろあるんじやないかなと思うんですけど、その辺がなかったのか。また、債権者会議みたいのあったけど出席しなかったのか、分かればお伺いしたいんですけど。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

この企業1社につきましては、私が担当してからの話になって申し訳ないんですけども、留萌市の方に行って直接その住所に訪問しました。

そこには企業の実態が無かったんですね。会社の実態がそこには無かったということで、留萌市役所の方にお伺いして、いろいろと情報収集をさせていただきました。

いろいろと法務局等に資料等を請求させていただいて、その会社自体がどうなってるのかというような調査もさせていただいたところ、会社は倒産して、登記はもうされていないと。ただ会社の方の清算人が存在するということで、そちらの方もいろいろと当たって法務局等にも資料請求をしたんですけども、結局その清算人の方もお亡くなりになられているということで、今回1社なんですけれども、そちらの企業につきましてはこれ以上債務を請求することはできないということで、民法上の不納欠損処理ということの手続にさせていただきました。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第3号は、報告済みといたします。

日程第16、同意第1号「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」の件を議題とします。

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」提案理由を申し

上げます。

前田委員につきましては、令和元年10月から教育委員として御尽力いただいているところであり、この9月末日をもって任期満了となることから、再度、前田雅信氏に任命いたしましたく、議会の同意を求めるものであります。

前田氏の住所は、幌延町字間寒別605番地、生年月日は昭和36年9月20日で、満61歳です。

任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間です。

前田氏は現在酪農業を営んでおり、本町の基幹産業の担い手として日々研さんと御努力をされ、営農活動を行っているほか、町内活動にも積極的に携わっております。

また、平成28年12月1日から令和4年11月30日まで民生委員として社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場に立って相談に応ずるとともに、必要な援助を行って、社会福祉の増進に努められておりました。

地域からの信望も厚く、人格、識見とも優れた方であり、これまで培われた知識や経験を基に、幌延町の教育の発展に御尽力いただけるものと考えておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第17、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて」の件を議題とします。

同意第2号について提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて」の提案理由を申し上げます。

現在、幌延町固定資産評価審査委員会委員であります、芳野福一氏から、本年9月30日の任期満了をもって退任したい旨の申出がありましたので、このたび、新たな委員として、糠則明氏を選任いたしましたく、議会の同意を求めるものです。

糠氏の住所は、幌延町字間寒別575番地、生年月日は昭和36年1月26日、満62歳です。

今回、固定資産評価審査委員として議会の同意を求める任期は、令和5年10月1日か

ら令和8年9月30日までの3年間です。

糠氏は、現在、酪農業を営んでおり、本町の基幹産業の担い手として日々研鑽と努力をされて、営農活動を行っているほか、平成11年から本年7月までは、幌延町農業委員会委員として御尽力いただきました。

地域からの信望も厚く、人格、識見とも優れた方であり、これまでに培われた知識や経験を基に、固定資産評価に対する不服等を審査していただくには、適任と考えておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第2は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第18、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」の件を議題とします。

諮問第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」提案理由を申し上げます。

法務大臣による人権擁護委員の委嘱に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が推薦する委員の候補者について議会の意見をお聞きした後、推薦手続を行うことになっております。

佐藤友子氏については、現在も幌延地区を担当していただいておりますが、任期となっております令和6年3月31日を迎えるに当たり、引き続き、人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

佐藤友子氏は、令和3年度から人権擁護委員として活動されており、教育委員や主任児童委員などの要職に就かれ、町の教育行政、子育て支援、福祉事業など、多岐にわたる事業に精力的に取り組んでおられます。また、人格識見高く、広く社会の実情に通ずるとともに、地域の人望が厚く、人権の尊重に理解が深い人物であることから、人権擁護委員にふさわしい方として、再度推薦させていただくものであります。

以上、諮問第1号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、諮問第1は、討論を省略し、適任とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は適任とすることに決定いたしました。

日程第19、議案第1号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂 敦君

議案第1号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

本町が加入しています、北海道市町村職員退職手当組合に新たに団体が加入したことにより、組合規約を変更する必要が生じました。

この規約変更に当たっては、地方自治法第286条第1項の規定により、組合加入している地方公共団体の協議が必要となることから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

新たに加わる構成団体についてですが、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険及び広域化の調査研究などの事務を処理することを目的に、後志管内の16町村で構成する後志広域連合であります。

次に附則ですが、今回の協議を経て、総務大臣の許可のあった日から施行することとなっております。

以上、議案第1号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤 裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第20、議案第2号「工事請負契約の変更について」及び日程第21、議案第3号「工事請負契約の変更について」並びに日程第22、議案第4号「工事請負契約の変更について」の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題とし、質疑及び採決は個別に行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

議案第2号から議案第4号までの、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

ただいま一括議題となりました、議案第2号、議案第3号及び議案第4号の「工事請負契約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年5月25日に工事請負契約の締結について議決をいただきました。

令和5年度施行、新糠南橋橋梁補修工事、令和5年度施行、八線橋橋梁補修工事及び令和5年度施行、留目橋橋梁補修工事において、設計変更により契約金額を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の変更について提案するものであります。

工事請負契約の変更は、新糠南橋橋梁補修工事で当初契約金額6,406万4千円を631万4千円減額の5,775万円に、八線橋橋梁補修工事で当初契約金額6,512万円を580万8千円減額の5,931万2千円に、留目橋橋梁補修工事で当初契約金額9,537万円を400万4千円減額の9,136万6千円となるものです。

変更の主な理由といたしましては、これら3橋の橋梁はPCBが含有されており、当初、各橋梁補修工事内でPCB含有の塗膜処分をすることとしておりましたが、これらの処分につきましては、工事発注者である幌延町と処分業者が直接契約を結ばなければならないことが判明したため、これら処分に係る経費を契約金額から減額変更とするものです。

以上、議案第2号、議案第3号及び議案第4号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

初めに、議案第2号についての質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号についての質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号について質疑を行います。

4番、高橋秀之君は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

(13時49分 休憩)

(高橋秀之議員退場)

(13時50分 開議)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいまより、議案第4号について質疑を行います。

3 番 深澤博幸君

1点だけお伺いしたいと思います。

委員会で中身の説明を聞いていますので、今の説明でPCBの処理費が業者にお願いするということで減額というようなんんですけど、これ、工期は別々なんだけど、一括でこの3本ですね、処理はできなかつたものか。

それに予定減額していただくというお願いもできなかつたのか、いかがでしょう。

建設管理課長 島田幸司君

多分、3橋の橋梁補修工事をやってて、個々でPCBを処分するのではなくて3橋分のPCBを一括で処分した方がいいんじゃないのかということでよろしいでしょうか。

基本的にはそういう形になるのかなというふうに思います。

現在もPCBの保管場所は町内にもありますので、そちらの方に一時保管をさせてもらって、町と処分業者と一括契約でPCBを処分するような流れになるのかなというふうに考えてます。

別々でやると逆に経費が掛かるので、そういうふうにはしないというふうに考えてます。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第4は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(13時52分 休憩)

(高橋秀之議員入場)

(13時53分 開議)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

日程第23、議案第5号「工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第5号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年5月25日に工事請負契約の締結について議決をいただきました令和5年度施行、問寒別地区給配水管改修工事において、設計変更により契約金額を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の変更について提案するものであります。

工事請負契約の変更は、当初契約金額9,933万円を設計変更により2,558万6千円増額の1億2,491万6千円となるものであります。

変更の主な理由といたしましては、農業水路等長寿命化防災減災事業の計画区間である本事業に対し、全道の予算調整を経て、追加分の補助金が確保されたことから、設計変更により追加工事を進めるものであります。

以上、議案第5号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第6号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま上程されました、議案第6号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、医療機器を購入するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、議決事件に定められている予定価格が700万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案書記載の下記の部分1から4を御覧ください。

取得する財産は、医用画像解析ソフトウェア一式です。

取得の対象となりました画像解析ソフトウェアは、胸部エックス線画像や頭部又は胸部のCT画像をAIを用いて解析し、医師の読影を支援するものです。

契約の方法は指名競争入札による契約で、契約金額は1,166万円です。

契約の相手方は旭川市旭神3条4丁目1番8号、株式会社 常光 旭川支店 支店長、長谷川智輝氏で、現在、仮契約中です。

以上、議案第6号の提案理由の説明といたします。

議 長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

7 番齋賀弘孝君

画像解析ソフトウェア一式ってあるんですけども、この一式の中にはどういうものが入るのかお伺いしたいのがまず1点目。

それと2点目に、ソフトウェアじゃなくて、これ見るためのモニターというか、この見る画面の方ですね。そういうものは用意しなくてよかったのかどうかが2点目。

今、どういう時に使うか、お話があったんですけど、MRIとかそういうのにも使えるのかどうかが3点目に伺います。

診療所事務次長 若本聰君

御説明いたします。

まずソフトウェア一式ということで、サーバーが1台、それと、それに伴うモニター、あとソフトというふうになります。

2点目は、サーバーを見るためのモニターということになります。

あと、うちの診療所につきましては、一般画像撮影、レントゲンですね、あとCT撮影装置となっております。

7 番齋賀弘孝君

分かりました。ごめんなさい、MRIがあるかなと思って。

それで、今、サーバーとモニターとこのソフトウェアが入るんだよという説明がありましたけど、これは売り切りなんですか。

毎年ソフトウェアだからバージョンアップしていかなくちゃいけないと思うんですけども、そのバージョンアップの費用とかはどうなっていくのかをまず2点目。

それとこれは、やっぱり何年か経つとこういう医療の発達があるので、古くなりますよ

ね、これ。何年のどういう契約をして、これ保守契約とか含めてどういう契約になるのかをお伺いします。

診療所事務次長 若 本 聰 君

お答えいたします。

まず、こちらの方、バージョンアップなんですけれども、業者の方に確認しまして、バージョンアップの予定はないというふうなことで回答を得ております。

あと、保守の方につきましては購入の中に一括含んでおります。以上になります。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

どういう保守の内容がこの金額に含まれているのかをお伺いします。

もうバージョンアップがないということなんで、この機械1回入れたらずっと使えるということだということを認識しました。

副町長 岩川 実樹 君

先ほどの答弁、ちょっと補足させていただきますけども、バージョンアップは今後ないという業者さんの話でありましたけども、価格の中には、仮に5年間の中でバージョンアップがあった場合には、費用の中にそれが含まれるという契約になっております。

もしバージョンアップが契約期間内にできたとしたら、それは費用の中ということで御理解ください。

議長 西澤 裕之 君

ほかにございませんか。

(「保守契約がない」の声あり)

副町長 岩川 実樹 君

これは保守料込みで5年一括払いと、5年分ですね。

ということですので、もしかしたら5年たったら、6年目からは、もう一度買い直す必要が出てくるかもしれませんということです。

6 番 無量谷 隆 君

画像解析ということで、幌延の病院の中で解析なのか、あるいは、ほかの専門の病院との連携として通信も可能なのか、その辺聞きたいと思います。

診療所事務次長 若 本 聰 君

お答えいたします。

このたびの画像解析装置ですが、ほかの所の医院とつながるということではなく、独自の、ソフトの中での解析というふうになります。以上です。

議長 西澤 裕之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第7号「令和5年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂 敦君

議案第7号「令和5年度幌延町一般会計補正予算第5号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、配合飼料価格の高止まりなど、酪農経営生産コストの高騰に対する緊急酪農経営支援対策、国の施策である自治体情報システムの標準化、共通化の取組に向けた所要額など、緊急な課題に対応するための予算を計上しています。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,249万1千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を56億4,280万1千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに歳入ですが、10款、地方交付税938万9千円の増、15款、道支出金744万9千円の増、19款、繰越金6,287万4千円の増などで、歳入合計8,249万1千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、3款、民生費2,396万円の増、6款、農林水産業費5,088万9千円の増、10款、教育費344万5千円の増などで、歳出合計8,249万1千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

初めに歳出ですが、24ページをお開きください。

本ページから29ページの各科目に計上しています、標準準拠システム移行事業については、冒頭で説明しました、国の施策である自治体情報システムの標準化、共通化の取組に向けた既存システムのデータ移行準備に係る所要額を各自に新規計上しています。

3款1項1目、社会福祉総務費の社会福祉人件費では、人事異動により一般会計から介護保険特別会計に配置替えした職員に係る人件費で670万9千円の減です。

26ページをお開きください。

国民健康保険診療所特別会計繰出金では、派遣看護師に係る所要額などの増により、一般会計からの繰出金1,604万3千円の増です。

3款1項3目、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金では、人事異動による職員の配置替えなどにより、一般会計からの繰出金703万円の増です。

3款1項4目、障害者福祉費の障害者福祉管理費では、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金612万5千円の増です。

28ページをお開きください。

4款1項2目、予防費の新型コロナワイルスワクチン接種事業では、過年度分新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金等の返還金189万1千円の新規計上です。

30ページをお開きください。

6款1項2目、農業振興費の中山間地域等直接支払い事業では、交付金の対象となる草地面積の確定により、現行予算を増額する必要が生じましたので、中山間地域等直接支払事業953万8千円の増です。

幌延町飼料価格高騰緊急対策事業では、国が国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業において補填金を交付しているところですが、都府県が1頭当たり1万円であるのに対し、道は1頭当たり7,200円であるため、都府県との差額1頭当たり2,800円を補助するとともに、国の事業では乳牛に限定されていることから、肉用牛に対しても、1頭当たり1万円補助するための所要額として、幌延町飼料価格高騰緊急対策事業1,194万円の新規計上です。

次に、幌延町酪農経営安定緊急対策事業では、生産者が負担している酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業及び生乳安定生産対策事業の生乳生産量に係る拠出金について、1トン当たり920円を補助するための所要額として、幌延町酪農経営安定緊急対策事業2,940万4千円の新規計上です。

32ページをお開きください。

10款4項6目、体育振興費では、社会体育施設の維持管理で使用していた車両が老朽化により使用できなくなったため、小型トラックの購入費等で、社会体育振興管理費247万1千円の増です。

次に歳入ですが、20ページをお開きください。

10款1項1目、地方交付税では、収支不足の財源として普通交付税938万9千円の増です。

普通交付税は、令和5年度分の交付決定額が21億5,448万6千円であることから、現行予算額と今回の補正財源を除きますと1億4,509万7千円が今後の補正に備えた留保財源になります。

14款2項1目、総務費国庫補助金から14款2項3目、衛生費国庫補助金では、標準準拠システム移行事業の財源として、デジタル基盤改革支援補助金を各項目に新規計上しています。

15款2項4目、農林水産業費道補助金では、中山間地域等直接支払事業715万4千円の増です。

22ページをお開きください。

19款、繰越金では、令和4年度決算における令和5年度への繰越額から繰越明許費分を除いた純繰越金1億5,115万6千円と現行予算との差額6,287万4千円の増です。

以上、議案第7号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

歳出、教育費で学校運営協議会委員として30人分で44万1千円の予算計上がありました。

これ3月までに何回ぐらい会議をする予定かで、この30人だと、1人1万4,700円という金額をはじき出したんだと思います。

この1万4,700円のこの基準はどのようにして算出されたのか、また、先ほど言ったように、3月までにどのぐらいの会議を予定されているのか、お伺いします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

お答えいたします。

こちらの方につきましては、定期の会議のほかに4回ほど一応予定しております。

あと、定期が一応3回ということで、合わせて7回分というような形になろうかと思います。よろしくお願ひいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

これは協議会委員、これから、小中一貫校の話とかで忙しくなると思うんですけども、会議に1回参加したら30人集めるから1回につき2,100円払いますよと。それで、合計したら7回になるから、大体1万4,700円だねっていう予算だと思ってよろしいんですか。

それとももう最初に委員任命したら、1万4,700円という金額が出てくるのか、それをお伺いします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

失礼いたしました。

こちらの視察の部分も含まれてまして、あと、こちらあくまでも出席したらお支払いするという形ですので、会議の方を欠席された方には、こちらの方は支給されない形になります。あくまでも支給対象の方が全員支給した場合の予算計上という形になっております。

よろしくお願ひいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第8号「令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第8号「令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算第1号」について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正予算の主な要因は、歳入では繰越金の減、基金繰入金の増、歳出では過年度国民健康保険税に係る還付金の増であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入、歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ既定の予算総額に25万円を追加し、歳入、歳出の予算総額をそれぞれ3億5,407万7千円にしようとするものであります。

第2項の歳入、歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要を御説明いたします。

8、9ページをお開きください。

まず、歳出ですが、6款1項2目、一般被保険者還付金及び還付加算金では、過年度における資格の喪失や所得金額の更正等に伴い、国民健康保険税額が減額となった被保険者に対する還付金等の増により25万円の増額であります。

次に、歳入ですが、6、7ページをお開きください。

5款2項1目、基金繰入金では、このたびの補正による財源不足に伴い67万7千円の増額であります。

6款1項1目、繰越金では、前年度繰越金の確定により42万7千円の減額であります。

以上、議案第8号「令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第9号「令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

議案第9号「令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号」の提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正の主な要因は、派遣看護師に係る委託料等の予算と医療機器の修繕や検査システム運用に係る歳出予算等を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入、歳出予算の補正については、既定の歳入、歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ1, 641万3千円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ4億2, 110万円にしております。

第2項、歳入、歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、第1表により御説明いたします。

2ページをお開きください。

歳入については、3款、繰入金で1, 604万3千円の増、4款、繰越金で7万円の増、6款、道支出金で30万円の新規計上で、歳入合計1, 641万3千円の増額補正です。

続きまして3ページの歳出については、1款、診療所費1, 641万3千円の増で、歳出合計も1, 641万3千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順に、補正の主なものについて、事項別明細書によりその概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目、診療所費は、既定の予算額3億7, 113万4千円に1, 554万7千円を追加し3億8, 668万1千円としており、補正の内訳は、診療所業務費では10節、

修繕料で84万6千円の増です。これは医療機器である、生化学分析装置内にある試薬保冷庫修理に係るものです。

12節、委託料は、院内検査システム保守料として27万5千円の増、また、看護師派遣業務委託料として、2名分の派遣看護師に係る10月から3月までの委託料と12月から産休に入る看護師の代替看護師1名分の委託料を合わせて1,384万5千円の増です。

13節、使用料及び賃借料は、派遣看護師に係る10月から3月までの住宅借上料で36万4千円の新規計上です。

診療所管理費では、派遣看護師の派遣期間の延長及び増員に伴う、入居住宅管理費の補正で、10節、燃料費で3万6千円の増、光熱水費で18万1千円の増です。

1款1項2目、医師業務強化費は、既定の予算額3,055万3千円に86万6千円を追加し3,141万9千円としており、補正の内訳は、11節、役務費で86万6千円の増です。これは民間事業所を通して、医師派遣を受けた場合の紹介手数料増加分を計上するものです。

次に、歳入ですが、6ページをお開きください。

3款1項1目の一般会計繰入金は、このたびの補正の財源調整により1,604万3千円の増で、これにより、診療所特別会計に対する一般会計からの繰入れは総額で2億291万2千円になる見込みです。

4款1項1目の繰越金は、令和4年度の繰越金が確定したことによるもので、7万円の増です。

6款1項1目の診療所等補助金は、電気料金高騰の影響を受けている医療機関や介護、障害福祉施設などの負担軽減を図るために、北海道から電気料金高騰分に対し支援金が交付されますので、その交付を見込み30万円の新規計上です。

以上、議案第9号の提案理由の説明といたします

議長 西澤 裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

5番植村 敦君

この歳出の中で、今回、派遣看護師に関わる2名分の1,300万円が予定されてるんですけども、これは、今年度というか、産休が明ければ、また元に戻した形、派遣看護師に頼らない形になれるのか、なれないのか、まずお聞きします。

診療所事務次長 若本 聰君

お答えいたします。

派遣看護師につきましては2名分、こちらにつきましては、今現在、看護師として正職員の看護師が不足している分となります。その2名分が当初半年分予算を見て確保の方に

努めていたんですけども、確保ができず、なかなか難しく、その2名分については1年分予算を見たということになります。

あと、12月から産休に入る職員がおりますので、その分につきましても1名分、合計3名の増額補正というふうになっております。以上です。

5 番 植 村 敦 君

常態的に看護師が不足しているということなんすけども、派遣会社を通じて手配するということになれば、かなり高額な負担が生じるということになると思います。

システム上、今の体制上どうしても、この2名の看護師がいなければ業務が成り立たないという形なのか、また、その看護師を確保するのに大変、一生懸命やったんだけども見つからなかつたということでこういう形になったという説明ありましたけども、他町村では、結構やっぱりいろんな手厚い看護師を、やっぱり看護師不足というのは、深刻な問題だということで、いろんな手厚い確保手段を設けて、手厚くやってるという話をよく聞きます。

うちの町では、そういった幌延の診療所に来てくれたら、こういうことがメリットありますよとかっていう、そういった方策、施策っていうのは、特段あるのかないのか併せてお聞きします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

看護師の確保というのは非常に今大変でして、今の診療所の入院持っていますので、ここは夜間、2名、泊まりの体制組んでおります。

この体制、シフトを維持するためには、どうしても、ある一定数の看護師が必要ということになっているので、そのシフトを組むためにはどうしてもやっぱり穴のあいた部分っていうのは、派遣によって埋めなければ組めないということで、今、議員御指摘のとおり本当に、費用としては2倍ぐらいの費用になるんですけども、やむなく派遣看護師をもってシフトを組んでるという状況です。

看護師の募集に関しましては随時、募集をかけていてハローワーク等でも載せておりますけども、看護師の採用に当たって何かインセンティブみたいなものを検討したことはないのかということでしたけども、他町村では採用に当たって就職祝い金みたいな、支援金みたいな、就職が決まったら100万円あげますよみたいなところをやってる部分もあります。

過去に、うちの方も検討はしたんですけども、どうもお話を聞くと、3年間、お礼奉公的な期間が過ぎてしまうと、また次の所を狙って、そういう制度を持っているところを狙って、また移転して行くというような傾向があるそうですので、あんまり意味があるのかなということで、むしろそれより、しっかりとここに根付いてくれる気持ちを持った看護師さん募集して、そこを採用して育していくという方がいいんじゃということで、できれば、地元出身の子が結構、看護師の学校とか行っておりますので、そういう子たちが地元に戻ってきて看護師をやってくれるのが1番望ましいんですけども、なかなか難しいということの状況で、非常にこれに関しては、頭を悩ましております。

5 番 植 村 敦 君

事務長もそういった面では大変苦労されてるとは思うんですけども、今現在うちの診療所に入院患者というのは恐らく、2名か3名ですか、もっといいますか。

3名ということです。それに恐らく、緊急時に緊急患者は入ってきたときの対応ということで、2名体制という体制がなかったらだめだよということなんだろうと思いませんけども、私は1名プラス待機ということの体制というのは執れないのかなと。こういう状態で、ずっと派遣看護師に頼る、これ町立診療所だから許される、できることであって、個人病院ではなかなか、そういうものはできないんじゃないかなと思います。

何とか新規で町内に在住する人間が看護師として勤めていただけるという本当に理想なんんですけども、そうでない状態であっても、やはり、そういった体制をやりくりしながらでも、何とか、今の診療体制を維持していくしかないものかなというふうに、以前からこの派遣看護師に関しては、非常に気になっているところですので、今回改めてそういった体制の見直しも含めて、採用に対する、もっと手厚い支援というのも、本気になって考えていかなければならないのかなというふうに私思うんですけども、その辺もう一度お願いたします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

現在うちの入院、療養病床と一般病床というふうに、2種類の病床があります。

泊まり、夜勤の看護師については、それぞれの病床に1名付けなさいというふうに、施設基準がなっておりますので、これは二種類の病床を持ってる限り、2名の夜勤看護師が必要ということになります。

以前は療養病床1本だったので、もしかしたら1名でもいけるかなということで、前に経営改善検討ということで議員おっしゃられたように、1名プラス待機1名でどうですかということで、看護師さんの方にも提案したこともありましたけれども、なかなかそのほかに24時間救急受入れ体制取ってますので、この1人夜勤のときに、救急は入ってくる入院患者さんの状態が悪くとかいったようなことも想定されますので、そうなると非常に看護師としても不安でしょうがないんだと。やはり、どうか2名体制を維持してもらえないかということも言われました。

そしてまた、看護師を募集するに当たっては、やはり勤務体制、勤務環境というんですか、そういったところがいい方が、看護師というのは来きやすいですよと。

1人夜勤の医療機関ですと、なかなかやっぱり看護師の不安で、そういう所には来たがらないんじゃないでしょうかというようなことも言われて、2名体制を維持しました。

その代わりと言ってはなんですかね、夜間の警備をそのときは廃止して経費を少し圧縮したという経過がございます。

今後、そういった体制を見直ししていかなきやならないのかということなんですけども、これやはり、入院病床の在り方というものをしっかりと根本的に議論していかなきやならないのかなと思っています。

療養病床と一般病床の方が入院費、結構高く取れるものですから、いろいろ行った治療だとか、薬が料金に反映されるっていうメリットがあるので、一般病床という

のは増やしたんですけども、果たしてこの療養と一般病床、今まで2種類の療養病床をそのまま持っていていいのか、あるいは、ベッド数は、今19床ありますけれども、そこまで必要なのかというような議論もあります。

ベッド数を減らすことによって、夜勤体制を変化させることもできるかもしれませんけれども、救急受入れを維持するためには必ず、入院病床というのを持っていなければならぬというような状況です。

これはゼロにすることはできない。ゼロにしてしまったら救急受入れができないということになりますので、今後、入院病床はどの程度の数にするのがベターなのかという議論というのは、皆さんで今後しっかりとしていかなきやならないかなと思います。

片や交付税措置ですね、財政措置については病床1床につき幾らというお金が財政措置されてますんで、そこもまた痛しかゆしの面があるんです。

病床を減らすと、財政措置が減ってくると。

年間、当診療所では1億2,900万円ぐらいの財政措置を受けてますんで、病床を減らすことによって、この財政措置もなくなってしまう、少なくなってしまうという面もありますので、いろんな角度から、今後、入院病床の在り方っていうのは検討していかなければならないかなというふうに考えてございます。

5 番 植 村 敦 君

分かりました。

ちょっと、この補正予算からちょっと外れるかもしれませんけども、私心配してるのは、トラックの運転手じゃないんですけども医師、医療関係者も働き方改革ということが打ち出されているようです。

そうなってくると、また大きく体制を見直さないと違法状態になってるなんていうことが言われるような時代になってくると、地方の病院っていうのは本当に成り立たなくなるんじゃないかなというふうに、人手が全然いないというのがやっぱり現実でないのかなと思います。

そういうことも含めて、やっぱり真剣に地方病院の診療所の在り方っていうのは議論していかなければならぬんじゃないかなというふうに思います。

どうでしょうか。

副町長 岩川実樹君

改めて現状のままでは、これではいいとは言えないと思ってますんで、本当にこれから診療所の在り方みたいなもの、以前に病院から診療所化したときに、在り方、検討委員会みたいなものを作つていろいろ検討したこともありましたので、それぐらいのレベルで検討を加速させていかなければならぬかなというふうに考えてございます。

議長 西澤裕之君

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

14時50分まで休憩します。

(14時35分 休憩)

(14時50分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第28、議案第10号「令和5年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古草 勝君

議案第10号「令和5年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、国の施策である自治体情報システムの標準化共通化の取組に向けた後期高齢者医療システムのデータ移行準備に係る所要額の計上が主な要因であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入、歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ、既定の予算総額に19万8千円を追加し、歳入、歳出の予算総額をそれぞれ5,092万9千円にしようとするものであります。

第2項の歳入、歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要を御説明いたします。

8、9ページをお開きください。

まず、歳出ですが、1款1項1目、一般管理費では、標準準拠システム移行事業に伴う委託料19万8千円の増額であります。

次に、歳入ですが、6、7ページをお開きください。

2款1項1目、事務費繰入金では、このたびの補正に伴う財源として19万8千円の増額であります。

以上、議案第10号「幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第11号「令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第11号「令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算第1号」について、提案理由を申し上げます。

このたびの補正の主な要因は、保険事業勘定で人事異動に伴う人件費の調整によるものほか、標準準拠システムへの移行に伴うシステム改修経費の調整及び過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の精算によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入、歳出予算の補正是、歳入、歳出それぞれ、既定の予算総額に1,839万1千円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ2億4,335万7千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億3,495万7千円となり、介護サービス事業勘定については、現行予算どおりの840万円です。

第2項の歳入、歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

16ページをお開き願います。

保険事業勘定の歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、本年度の人事異動において、配属職員が3名から4名に増員となったことに伴い、給料で329万5千円の増、職員手当で190万円の増、共済費で151万3千円の増、標準準拠システム移行事業として、介護保険システム改修業務に係る委託料32万2千円の新規計上です。

5款1項2目、償還金は、令和4年度の介護給付費や地域支援事業における国や北海道の負担金、補助金の超過交付があったことから、これを返還するため1,136万1千円の増額補正です。

次に、歳入でありますが、14ページをお開きください。

6款1項4目、その他一般会計繰入金は職員給与費等繰入金で、このたびの人事異動に伴う人件費の補正分670万8千円の増、事務費繰入金で、介護保険システム改修経費の補正分32万2千円の増、7款、繰越金は過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の

超過交付返還金の補正分1，136万1千円の増額補正です。

なお前年度繰越金は2,272万5千円を見込んでおり、このたびの補正後の繰越金の予算額1,361万4千円との差引き911万1千円については、今後の補正財源として留保しております。

以上、議案第11号「令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤 裕之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

休憩中に、第2回令和4年度幌延町各会計決算審査特別委員会を開会します。

そのまま席でお待ちください。

(14時57分 休憩)

(16時07分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

本日の議事日程は、すべて終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は、午前10時より会議を開きます。

本日は御苦労様でした。

(16時07分 散会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長_____

署名議員 番_____

署名議員 番_____

以上、記録する。 事務局長 岡田英樹